

岡谷市告示第 20 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定に基づく規制地域及び同法第 4 条の規定に基づく規制基準を平成 24 年 4 月 1 日から次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 19 日

岡谷市長 今井 竜五

（規制地域）

- 1 工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排除を規制する地域は、第 1 表に掲げる地域とする。

（規制基準等）

- 2 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質に係る次の各号に掲げる規制基準は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）事業場から排出される悪臭物質の当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、第 2 表の左欄に掲げる地域の区分に従い、当該右欄に定める濃度とする。

（2）事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質（悪臭防止法施行規

則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 2 条に定めるものに限る。）の当該施設の排出口における規制基準は、同令第 2 条に定める方法により算出して得た流量とする。

（3）事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質（悪臭防止法施行規則第 3 条に

定めるものに限る。）の当該事業場の敷地外における規制基準は、第 3 表の左欄に掲げる地域及び排出水の流量の区分に従い、当該右欄に定める濃度とする。

第 1 表 (1 関係)

第 1 地 域	第 2 地 域
第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の岡谷市 1 の項の地域	工業地域

(備考)

- 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。
- 2 規制する地域の図面は、岡谷市市民環境部環境課において、一般の縦覧に供する。

(付表)

岡谷市 1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲 50 メートルまでの地域
-------	--------------------------------------

第2表（2 関係）

（単位：ppm）

左 欄	右 欄							
地 域	アンモ ニア	メチルメ ルカプタ ン	硫化水 素	硫化メ チル	トリメ チルア ミン	二酸化 メチル	アセト アルデ ヒド	プロピ オンア ルデヒ ド
第 1 地 域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.05
第 2 地 域	5	0.01	0.2	0.2	0.07	0.1	0.5	0.1

（備考） この表において、第1地域及び第2地域とは、第1表に掲げるそれぞれの地域をいう。

（単位：ppm）

ノルマ ルプチ ルアル デヒド	イソプ チルア ルデヒ ド	ノルマ バレル アルデ ヒド	イソバ レルア ルデヒ ド	イソブ タノー ル	酢酸エ チル	メチル イソプ チルケ トン	トルエ ン	キシレ ン
0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1
0.03	0.07	0.02	0.006	4	7	3	30	2

スチレン	プロピオ ン酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ吉草 酸
0.8	0.07	0.002	0.002	0.004
2	0.2	0.006	0.004	0.01

第3表（2関係）

左 欄		右 欄			
地 域	排出量の流量	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	二酸化メチ ル
第 1 地 域	m ³ /秒	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
	0.001 以下の場合	0.06	0.3	2	2
	0.001 を超え 0.1 以 下の場合	0.01	0.07	0.3	0.4
	0.1 を超える場合	0.003	0.02	0.07	0.09
第 2 地 域	0.001 以下の場合	0.2	1	6	6
	0.001 を超え 0.1 以 下の場合	0.03	0.2	1	1
	0.1 を超える場合	0.007	0.05	0.3	0.3

（備考） この表において、第1地域及び第2地域とは、第1表に掲げるそれぞれの地域をいう。